

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：新日本警備保障株式会社  
住所：長野県長野市上千歳町 1121 番地 1

2. 指名停止措置期間 自 令和 5 年 11 月 27 日 1 ヶ月  
至 令和 5 年 12 月 26 日

### 3. 事実概要

新日本警備保障株式会社の元代表取締役は、代表取締役だった令和 5 年 6 月 17 日、賭博をしたとして長野県警に現行犯逮捕され、その後、長野簡易裁判所から略式命令を受け、罰金刑が確定した。

### 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 16 号に該当する。

<指名停止措置要領別表第 2 第 16 号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

#### ○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫  
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 029-864-0564